

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 社名変更費用の税務処理

Q：当社は、CI戦略の一環として、社名の変更を行ないました。

社名変更に伴い、デザイン料、登記費用、PR費用などを要しましたが、これらの費用は税務上どのように処理すればよいでしょうか。

A：企業イメージの一新を図る等の理由から社名変更を行なう企業が少なくありません。社名変更には、かなりの費用を要するようですが、これらの費用について税務上の取扱いは、個々の支出ごとに判断することになります。

ロゴマーク等を商標権として登録する場合には、デザイン料・登記費用は商標権の取得価額とし、それ以外の場合は、開発費（任意償却）として支出時の損金とすることができます。

PR費用などのように取得に直接要した費用以外は、一括損金算入されます。

つまり、新聞等に掲載した新社名のPR広告費や、得意先あるいは一般顧客等の不特定多数の者に配布する社名入りカレンダー等、少額な物品の配布に要した費用についても、損金に算入することができることとなります。

ただし、特定の得意先だけを対象に物品を交付した場合には、交際費等に該当しますのでご注意ください。

